

事務連絡  
平成28年9月5日

一般社団法人 日本草地畜産種子協会会長 殿

消費・安全局農産安全管理課長  
消費・安全局畜水産安全管理課長  
生産局畜産部飼料課長  
政策統括官付穀物課長

「飼料として使用する籾米への農薬の使用について」の修正について

先般、「飼料として使用する籾米への農薬の使用について」（平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長及び畜産部畜産振興課長連名通知。以下「通知」という。）の一部改正について、平成28年8月8日付け28消安第2005号、28生畜第591号、28政統第678号により通知したところですが、下記のとおり修正が生じたので、新旧対照表と通知の差替えをお願いします。

本修正について、貴職傘下の会員又は組合員に対する周知・徹底の御協力を、引き続きお願いします。

#### 記

- 1 本文中の「出穂期以降」を「出穂以降」に修正  
指導内容に変更はありませんが、「出穂期以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。）」という定義が誤解を招く可能性があるため、「出穂期以降」を「出穂以降」に修正しました。
- 2 記の3の文末を修正  
別紙に記載している農薬の種類は、通知の最終改正日の時点で農薬登録されているものを記載しているため、新たに登録された農薬については、今回の通知改正まで対応できません。このため、新たに登録された農薬であっても、通知の記の3に記載されている農薬の成分の組合せであれば、低減対策を要しない対応ができるよう、通知の文末を修正しました。
- 3 別紙に次の農薬の種類を追加  
殺虫殺菌剤 エチプロール・メトミノストロピン剤

#### <問合せ・連絡先>

消費・安全局

農産安全管理課農薬対策室農薬検査班（内線4503）

畜水産安全管理課飼料安全基準班（内線4546）

生産局

畜産部飼料課飼料生産計画班（内線4916）

政策統括官付穀物課穀物安定供給対策班（内線4846）

電話（代表）03-3502-8111

(別添)

飼料として使用する粳米への農薬の使用について（平成21年4月20日付け21消安第658号、21生畜第223号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農業生産支援課長及び畜産部畜産振興課長連名通知）

新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">           21消安第658号            21生畜第223号            平成21年4月20日            消費・安全局 農産安全管理課長                              畜水産安全管理課長            生産局 農業生産支援課長                              畜産部畜産振興課長         </p> <p>           改正平成22年9月7日 22消安第5109号 22生畜第1165号            改正平成23年11月17日 23消安第4124号 23生畜第1825号            改正平成24年12月7日 24消安第4222号 24生畜第1700号            改正平成25年7月1日 25消安第1579号 25生畜第490号            改正平成25年10月30日 25消安第3567号 25生産第2254号 25生畜第1320号            最終改正平成28年8月8日 28消安第2005号 28生畜第591号 28政統第678号         </p>	<p style="text-align: center;">           21消安第658号            21生畜第223号            平成21年4月20日            消費・安全局 農産安全管理課長                              畜水産安全管理課長            生産局 農業生産支援課長                              畜産部畜産振興課長         </p> <p>           改正平成22年9月7日 22消安第5109号 22生畜第1165号            改正平成23年11月17日 23消安第4124号 23生畜第1825号            改正平成24年12月7日 24消安第4222号 24生畜第1700号            改正平成25年7月1日 25消安第1579号 25生畜第490号            最終改正平成25年10月30日 25消安第3567号 25生産第2254号 25生畜第1320号         </p>
<p style="text-align: center;">飼料として使用する粳米への農薬の使用について</p> <p> <u>近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粳すりをせずに粳米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粳は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粳米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。</u> </p> <p> <u>このため、農林水産省では、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂以降、飼料用米に使用される農薬の成分については、飼料となる粳米の有害物質の管理の対象となる基準値（以下「粳米の基準値」という。）を順次定めているところです。</u> </p>	<p style="text-align: center;">飼料として使用する粳米への農薬の使用について</p> <p> <u>飼料用米については、食料自給力・自給率向上に向け、その生産及び利用の拡大に向けた取組を推進していくこととしているが、その推進に当たっては、飼料用米を給与した家畜由来の畜産物の安全確保が図られるよう飼料用米の栽培及び家畜の飼養管理を進める必要がある。</u> </p> <p> <u>稲に適用がある農薬については、飼料用米として利用される稲に対しても使用できるが、粳は散布された農薬が直接付着する部位であることから、一般的には、玄米と比較すると農薬の残留濃度が高いことが知られている。</u> </p> <p> <u>現場段階では、鶏を中心として粳米のまま、もしくは粳殻を含めて飼料利用する取組が始まっているものの、粳米を飼料として利用することについては、これまでの取組事例が少なく、農薬の残留濃度等についての知見が十分得られていない。このため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する</u> </p>

一方、下記の3に掲げる農薬の成分（粳米の基準値が定められている又は粳米に残留しない農薬の成分）以外については、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記1及び2のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において作成している「多収品種の栽培マニュアル」においても当該対策について記載していますので、御留意の上、指導等に御活用ください。

また、本通知については、今後、粳米の基準値が新たに定められた場合には、適宜見直すこととしています。

#### 記

1. 飼料用米について、出穂以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。）に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粳すりをして玄米で給与すること。
2. 粳米を家畜に給与する場合は、出穂以降の農薬の散布は控えること。
3. ただし、以下の農薬の成分については、上記1及び2の低減対策を要しない。

ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジノテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフエン、チアメトキサム、チオフアネートメチル、ニテンピラム、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン（マラチオン）、メトキシフェノジド、メ

法律においても、粳米の農薬残留基準を設定することができない状況にある。

このような状況下において、今般、飼料用米の安全の確保に万全を期すとの観点から、下記の対策により農薬残留の低減措置を図ることとしたので、貴局管内の各県及び関係機関に貴職から通知願うとともに、農家等関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

また、この度農林水産省において作成した「多収米栽培マニュアル」においても当該対策について記載しているので、御了知の上、指導等に活用されたい。

なお、当該対策については、今後農林水産省において、関係者と連携し粳米の農薬残留に係る知見を収集し、必要なデータが得られれば、基準の設定等を行うことにより、適宜、見直すこととしているので申し添える。

#### 記

1. 飼料用米について、出穂期以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。）に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粳摺りをして玄米で給餌すること。
2. 粳米のまま、もしくは粳殻を含めて家畜に給餌する場合は、出穂期以降の農薬の散布は控えること。
3. 但し、以下の農薬成分については、上記1及び2の措置を要しない。

ACN（キノクラミン）、BPMC（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジムスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフエン、チアメトキサム、チオフアネートメチル、ヒドロキシイソキサゾール、フェリムゾン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン（マラチオン）、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

トミノストロピン及びメプロニル

なお、上記の農薬の成分を含む農薬の種類は別紙のとおり  
です。ただし、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第  
1項の規定に基づく農薬の登録がされ、かつ、農薬の種類が  
上記の農薬の成分の組合せであれば、別紙の限りでありませ  
ん。

別紙

○殺虫剤

- BPMC乳剤
- BPMC粉剤
- BPMC・PAP粉剤
- PAP乳剤
- PAP粉剤
- エチプロール水和剤
- エチプロール粉剤
- エチプロール粉粒剤
- エチプロール粒剤
- エチプロール・シラフルオフエン水和剤
- エチプロール・シラフルオフエン粉剤
- クロチアニジン水溶剤
- クロチアニジン水和剤
- クロチアニジン粉剤
- クロチアニジン粒剤
- クロマフェノジド水和剤
- クロマフェノジド・シラフルオフエン粉剤
- ジノテフラン液剤
- ジノテフラン剤
- ジノテフラン水溶剤
- ジノテフラン粉剤
- ジノテフラン粒剤
- ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤
- シラフルオフエン乳剤
- シラフルオフエン粉剤
- チアメトキサム水和剤
- ニテンピラム水溶剤
- ニテンピラム粉剤
- ニテンピラム粒剤
- ブプロフェジン水和剤

なお、これらの農薬成分を含む剤は別紙のとおりであるの  
で参照されたい。

別紙

○殺虫剤

- BPMC乳剤
- BPMC粉剤
- BPMC・PAP粉剤
- PAP乳剤
- PAP粉剤
- エチプロール水和剤
- エチプロール粉剤
- エチプロール粉粒剤
- エチプロール粒剤
- エチプロール・シラフルオフエン水和剤
- エチプロール・シラフルオフエン粉剤
- クロチアニジン水溶剤
- クロチアニジン水和剤
- クロチアニジン粉剤
- クロチアニジン粒剤
- クロマフェノジド水和剤
- クロマフェノジド・シラフルオフエン粉剤
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- シラフルオフエン乳剤
- シラフルオフエン粉剤
- チアメトキサム水和剤
- (新設)
- (新設)
- (新設)
- ブプロフェジン水和剤

ブプロフェジン粉剤  
ブプロフェジン粒剤  
ブプロフェジン・BPMC粉剤  
マラソン乳剤  
マラソン粉剤  
マラソン・BPMC乳剤  
マラソン・BPMC粉剤  
メトキシフェノジド水和剤  
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤  
アゾキシストロビン粉剤  
アゾキシストロビン粉粒剤  
イソチアニル粒剤  
イソプロチオラン水和剤  
イソプロチオラン乳剤  
イソプロチオラン粉剤  
イソプロチオラン粉粒剤  
イソプロチオラン粒剤  
イソプロチオラン・ピロキロン粒剤  
イソプロチオラン・フルトラニル粒剤  
オキシリニック酸水和剤  
オキシリニック酸粉剤  
オリサストロビン粒剤  
シメコナゾール粒剤  
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤  
チオファネートメチル水和剤  
チオファネートメチル粉剤  
ヒドロキシイソキサゾール液剤  
(削る。)  
フェリムゾン水和剤  
(削る。)  
フラメトピル粒剤  
フラメトピル・プロベナゾール粒剤  
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤  
フルトラニル水和剤  
フルトラニル乳剤  
フルトラニル粉剤  
フルトラニル粒剤

ブプロフェジン粉剤  
ブプロフェジン粒剤  
ブプロフェジン・BPMC粉剤  
マラソン乳剤  
マラソン粉剤  
マラソン・BPMC乳剤  
マラソン・BPMC粉剤  
メトキシフェノジド水和剤  
メトキシフェノジド粉剤

○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤  
アゾキシストロビン粉剤  
アゾキシストロビン粉粒剤  
イソチアニル粒剤  
イソプロチオラン水和剤  
イソプロチオラン乳剤  
イソプロチオラン粉剤  
イソプロチオラン粉粒剤  
イソプロチオラン粒剤  
(新設)  
イソプロチオラン・フルトラニル粒剤  
オキシリニック酸水和剤  
オキシリニック酸粉剤  
オリサストロビン粒剤  
シメコナゾール粒剤  
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤  
チオファネートメチル水和剤  
チオファネートメチル粉剤  
ヒドロキシイソキサゾール液剤  
ピロキロン・フラメトピル粒剤  
フェリムゾン水和剤  
フラメトピル粉剤  
フラメトピル粒剤  
フラメトピル・プロベナゾール粒剤  
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤  
フルトラニル水和剤  
フルトラニル乳剤  
フルトラニル粉剤  
フルトラニル粒剤

(削る。)

プロベナゾール粉粒剤  
プロベナゾール粒剤  
メトミノストロビン剤  
メトミノストロビン粒剤  
メプロニル水和剤  
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤  
エチプロール・オリサストロビン粒剤  
エチプロール・メトミノストロビン粒剤  
エチプロール・メトミノストロビン剤  
クロチアニジン・フラメトピル粒剤  
ジノテフラン・チオファネートメチル水和剤  
ジノテフラン・チオファネートメチル粉剤  
ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤  
ジノテフラン・フラメトピル粒剤  
ジノテフラン・メトミノストロビン粒剤  
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤  
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤  
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤  
ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤  
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤  
ブプロフェジン・フルトラニル粒剤

○除草剤

ACN剤  
ACN粒剤  
アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤  
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤  
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤  
シハロホップブチル乳剤  
シハロホップブチル粒剤  
フルセトスルフロン水和剤  
フルセトスルフロン粒剤  
ペノキススラム水和剤

以上

フルトラニル油剤

プロベナゾール粉粒剤  
プロベナゾール粒剤  
メトミノストロビン剤  
メトミノストロビン粒剤  
メプロニル水和剤  
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤  
エチプロール・オリサストロビン粒剤  
エチプロール・メトミノストロビン粒剤  
(新設)  
クロチアニジン・フラメトピル粒剤  
(新設)  
(新設)  
(新設)  
(新設)  
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤  
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤  
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤  
ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤  
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤  
ブプロフェジン・フルトラニル粒剤

○除草剤

ACN剤  
ACN粒剤  
アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤  
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤  
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤  
シハロホップブチル乳剤  
シハロホップブチル粒剤  
フルセトスルフロン水和剤  
フルセトスルフロン粒剤  
ペノキススラム水和剤

以上

2 1 消 安 第 6 5 8 号  
 2 1 生 畜 第 2 2 3 号  
 平成 2 1 年 4 月 2 0 日  
 消費・安全局 農産安全管理課長  
 畜水産安全管理課長  
 生産局 農業生産支援課長  
 畜産部畜産振興課長

改正平成22年9月7日 22消安第5109号 22生畜第1165号  
 改正平成23年11月17日 23消安第4124号 23生畜第1825号  
 改正平成24年12月7日 24消安第4222号 24生畜第1700号  
 改正平成25年7月1日 25消安第1579号 25生畜第490号  
 改正平成25年10月30日 25消安第3567号 25生産第2254号 25生畜第1320号  
 最終改正平成28年8月8日 28消安第2005号 28生畜第591号 28政統第678号

### 飼料として使用する粳米への農薬の使用について

近年、生産及び利用が拡大している飼料用米については、粳すりをせずに粳米のまま家畜に給与する取組が普及していますが、粳は、散布された農薬が直接付着する部位であることから、粳米は、玄米に比べ、農薬の残留量が多いことが確認されています。

このため、農林水産省では、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全確保を図るため、「飼料の有害物質の指導基準の制定について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）を改正し、出穂以降、飼料用米に使用される農薬の成分については、飼料となる粳米の有害物質の管理の対象となる基準値（以下「粳米の基準値」という。）を順次定めているところです。

一方、下記の3に掲げる農薬の成分（粳米の基準値が定められている又は粳米に残留しない農薬の成分）以外については、粳米を給与した家畜から生産した畜産物の安全性が確認されていないことから、下記1及び2のとおり有害物質の低減対策を行うこととしましたので、貴職から、貴局管内の各都道府県及び関係機関に通知していただくとともに、農家等の関係者に対し周知、指導の徹底をお願いします。

なお、農林水産省において作成している「多収品種の栽培マニュアル」においても当該対策について記載していますので、御留意の上、指導等に御活用ください。

また、本通知については、今後、粳米の基準値が新たに定められた場合には、適宜見直すこととしています。

### 記

- 1 飼料用米について、出穂以降（ほ場において出穂した個体が初めて確認される時点以降をいう。以下同じ。）に農薬の散布を行う場合には、家畜へは粳すりをして玄米で給与すること。
- 2 粳米を家畜に給与する場合は、出穂以降の農薬の散布は控えること。
- 3 ただし、以下の農薬の成分については、上記1及び2の低減対策を要しない。  
 ACN（キノクラミン）、BPMP（フェノブカルブ）、PAP（フェントエート）、アジメスルフロン、アゾキシストロビン、イソチアニル、イソプロチオラン、エチプロール、オキシリニック酸、オリサストロビン、カルフェントラゾンエチル、クロチアニジン、クロマフェノジド、ジノテフラン、シハロホップブチル、シメコナゾール、シラフルオフェン、チアメトキサム、チオファネートメチル、ニテンピラム、ヒドロキシイソキサゾール、ピロキロン、フェリムジン、ブプロフェジン、フラメトピル、フルセトスルフロン、フルトラニル、プロベナゾール、ペノキススラム、マラソン（馬拉チオン）、メトキシフェノジド、メトミノストロビン及びメプロニル

なお、上記の農薬の成分を含む農薬の種類は別紙のとおりです。ただし、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第1項の規定に基づく農薬の登録がされ、かつ、農薬の種類が上記の農薬の成分の組合せであれば、別紙の限りではありません。

## ○殺虫剤

BPMC乳剤  
BPMC粉剤  
BPMC・PAP粉剤  
PAP乳剤  
PAP粉剤  
エチプロール水和剤  
エチプロール粉剤  
エチプロール粉粒剤  
エチプロール粒剤  
エチプロール・シラフルオフエン水和剤  
エチプロール・シラフルオフエン粉剤  
クロチアニジン水溶剤  
クロチアニジン水和剤  
クロチアニジン粉剤  
クロチアニジン粒剤  
クロマフェノジド水和剤  
クロマフェノジド・シラフルオフエン粉剤  
ジノテフラン液剤  
ジノテフラン剤  
ジノテフラン水溶剤  
ジノテフラン粉剤  
ジノテフラン粒剤  
ジノテフラン・ブプロフェジン水和剤  
シラフルオフエン乳剤  
シラフルオフエン粉剤  
チアメトキサム水和剤  
ニテンピラム水溶剤  
ニテンピラム粉剤  
ニテンピラム粒剤  
ブプロフェジン水和剤  
ブプロフェジン粉剤  
ブプロフェジン粒剤  
ブプロフェジン・BPMC粉剤  
マラソン乳剤  
マラソン粉剤  
マラソン・BPMC乳剤  
マラソン・BPMC粉剤  
メトキシフェノジド水和剤  
メトキシフェノジド粉剤

## ○殺菌剤

アゾキシストロビン水和剤  
アゾキシストロビン粉剤  
アゾキシストロビン粉粒剤  
イソチアニル粒剤  
イソプロチオラン水和剤  
イソプロチオラン乳剤  
イソプロチオラン粉剤  
イソプロチオラン粉粒剤  
イソプロチオラン粒剤  
イソプロチオラン・ピロキロン粒剤  
イソプロチオラン・フルトラニル粒剤  
オキシリニック酸水和剤



オキシリニック酸粉剤  
オリサストロビン粒剤  
シメコナゾール粒剤  
シメコナゾール・メトミノストロビン粒剤  
チオファネートメチル水和剤  
チオファネートメチル粉剤  
ヒドロキシイソキサゾール液剤  
フェリムゾン水和剤  
フラメトピル粒剤  
フラメトピル・プロベナゾール粒剤  
フラメトピル・メトミノストロビン粒剤  
フルトラニル水和剤  
フルトラニル乳剤  
フルトラニル粉剤  
フルトラニル粒剤  
プロベナゾール粉粒剤  
プロベナゾール粒剤  
メトミノストロビン剤  
メトミノストロビン粒剤  
メプロニル水和剤  
メプロニル粉剤

○殺虫殺菌剤

エチプロール・イソプロチオラン粒剤  
エチプロール・オリサストロビン粒剤  
エチプロール・メトミノストロビン粒剤  
エチプロール・メトミノストロビン剤  
クロチアニジン・フラメトピル粒剤  
ジノテフラン・チオファネートメチル水和剤  
ジノテフラン・チオファネートメチル粉剤  
ジノテフラン・ブプロフェジン・フルトラニル粉剤  
ジノテフラン・フラメトピル粒剤  
ジノテフラン・メトミノストロビン粒剤  
チアメトキサム・アゾキシストロビン水和剤  
ブプロフェジン・BPMC・イソプロチオラン粉剤  
ブプロフェジン・BPMC・フルトラニル粉剤  
ブプロフェジン・イソプロチオラン・フラメトピル粒剤  
ブプロフェジン・フルトラニル水和剤  
ブプロフェジン・フルトラニル粒剤

○除草剤

ACN剤  
ACN粒剤  
アジムスルフロン・カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤  
アジムスルフロン・シハロホップブチル粒剤  
カルフェントラゾンエチル・フルセトスルフロン粒剤  
シハロホップブチル乳剤  
シハロホップブチル粒剤  
フルセトスルフロン水和剤  
フルセトスルフロン粒剤  
ペノキススラム水和剤

以上